

○郡上市議会政務活動費の交付に関する条例

平成28年3月22日条例第6号

改正 令和3年3月24日条例第15号

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、郡上市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、郡上市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法等)

第3条 政務活動費は、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、1年度分12万円を限度として交付する。ただし、年度の途中から新たに議員となった者には、議員となった日の属する月から年度末までの月数に1万円を乗じて得た額を限度として交付する。

2 政務活動費は、毎年度5月31日までに、1年度分の額を交付する。

3 第1項ただし書に規定する年度の途中から新たに議員となった者には、議員となった日の属する月の翌月末までに、当該年度分の額を交付する。

4 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったとき（当該交付を受けた議員が死亡した場合にあっては、その相続人。以下同じ。）は、議員でなくなった日の属する月から年度末までの月数に1万円を乗じて得た額を返還するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付した上で、年度終了日の翌日から起算して1月以内に議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日の翌日から起算して1月以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、基準日から議員でなくなった日の属する月の前月までの月数に1万円を乗じて得た額を限度として、第4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市に返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第7条 議長は、第5条の規定により提出された収支報告書及び添付書類を、提出の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(透明性の確保)

第8条 議長は、収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度にあつては、第3条中「4月1日」とあるのは「4月11日」と読み替えるものとする。

附 則 (令和3年3月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費